租税特別措置等に係る政策の事後評価書

| 租柷特別措直等に係る政策の事後評価書 | | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|
| 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称 | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例 | | | | |
| 租税特別措置等の内容 | 内国法人が支払を受ける特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。以下同じ。)の収益の分配の額については、その全額を配当等の額として、受取配当等の益金不算入制度等を適用する。外国法人が支払を受ける場合も同様に取り扱うこととする。 (投資信託の収益の分配の額については、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額の2分の1(または4分の1)に相当する金額を配当等の金額として益金不算入制度を適用することとしている。これに対して、本条により、特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配は、その全額を、株式(外国法人に係るものを除く。以下同じ。)に係る配当と同様に取り扱う。 | | | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局政策課総合政策室 | | | | |
| 評価実施時期 | 平成 24 年9月 | | | | |
| 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | 創設年度:平成7年度 改正経緯: (租税特別措置法第67条の6) 平成9年度改正・・・ 租税特別措置法第67条の7の新設に伴い、本条文の見出しが改められると伴に、本特例について法人税法第93条及び第142条の適用関係について規定の整備が図られた。 平成14年3月改正・・・ 特定株式投資信託の範囲に外国株価指数連動型特定株式投資信託が追加されたことに伴い、当該信託の収益の分配について、外国法人の株式配当と同様に本制度の対象外とする措置が整備された。 平成14年7月改正・・・ 引用条文の条ズレに係る所要の整備 平成16年度改正・・・ 条ズレによる引用条項の改正 平成18年度改正・・・ 条文等規定の整備 平成19年度改正・・・ 所要の規定の整備 平成2年度改正・・・ 「所要の規定の整備 平成2年度改正・・・ 」法人税法第93条に係る読替えの削除 (租税特別措置法第68条の103) 平成16年度改正・・・ 単体制度の条項移動 平成18年度改正・・・ 単体制度の条項移動 平成18年度改正・・・ 単体制度の条項移動 | | | | |
| 適用期間 | 恒久措置とする。 | | | | |
| | 租税特別措置等の名称 租税特別措置等の内容 担当部局 評価実施時期 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 | | | | |

| 7 | 必要性 | 1 | 政策目的 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 |
|---|-----------------------|---|------------|--|
| , | ; 2 文 注 : 等 | | 及びその | 株式からの配当については、法人の収益に対する二重課税の調整を行う観 |
| | ,, | | 根拠 | 点からこれを受取った法人について当該金額をその他の収益に算入せず法人 |
| | | | | 税課税の対象から除外している。この株式と商品性が同様のものと考えられる |
| | | | | 特定株式投資信託の利益の配当について、同様に益金不算入制度の対象と |
| | | | | し二重課税の調整を行う。 |
| | | | | その結果、収益の源泉が類似の商品間の税制上の権衡を図ることにより、 |
| | | | | 投資家に多様な投資スキームを提供し投資機会を拡大することにより資本市 |
| | | | | 場への参入を促進させる。 |
| | | | | 《政策目的の根拠》 |
| | | | | 特定株式投資信託(日経 300 株価指数連動型上場投資信託)の創設の検討 |
| | | | | (「投資信託の改革について」「投資信託改革の概要について」(平成6年12月 |
| | | | | 12 日 大蔵省))がなされ、税制としてもこれを支援することが求められたもの。 |
| | | 2 | 政策体系 | Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備 |
| | | | における | |
| | | | 政策目的 | |
| | | | の位置付 | |
| | | _ | けったの無 | ᄬᇷᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎ |
| | | 3 | 達成目標 | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 |
| | | | 及び測定 指標 | 二重課税を調整することにより、我が国市場の公正性・透明性を確保しつ つ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること |
| | | | 1日1示 | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 |
| | | | | 《祖代付別指直寺による達成日標に席る劇と指標/ 特定株式投資信託の収益分配額 |
| | | | | 特定株式投資信託の収益が配領 適用法人数等 |
| | | | | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 |
| | | | | 多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるためには、株式と同様 |
| | | | | のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式と同様に |
| | | | | 益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う必要がある。 |
| | 有効性 | 1 | ① 適用数等 | ○適用法人数 |
| | 等 | | | 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 平成 22 年 平成 23 年 |
| | | | | 3,111 3,369 4,670 4,941 5,028 |
| | | | | |
| | | | | 〇特定株式投資信託の収益の分配の額(法人受益者分) (単位:百万円) |
| | | | | 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 平成 22 年 平成 23 年 |
| | | | | 20,217 38,728 44,030 30,020 38,160 |
| | | | | |
| | | | | ※暦年で集計 |
| | | | | (投資信託協会調べ) |
| | | 2 | 減収額 | (単位:百万円) |
| | | | | 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年 平成 22 年 平成 23 年 |
| | | | | 3,032 5,809 6,604 4,503 5,724 |
| | | | | ※暦年で推計 |
| | | | | ※減収額は、益金不算入額(特定株式投資信託の収益の分配の額×1/2)に法人税 |
| | | | | 率 30%を乗じて算出。 |
| | | 3 | 効果·達成 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年~平成 23 年) |
| | | | 目標の実 | 特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の |
| | | | 現状況 | 調整がなされたことで、平成23年の適用法人数は5,028となり、多様な資金調 |

| | | | 達手段・適切な投資機会が提供に資した。 |
|----|------------------------|--------------------------------------|--|
| | | | 连十段・週94投員候去が提供に負した。 |
| | | | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 19年~平成 23年) 租税特別措置等により、特定株式投資信託についても、株式と同様に益金不算入制度の対象とされ二重課税の調整がなされている。 |
| | | | 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 19 年~平成 23 年) その商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う本措置は、課税の公平性の観点から是認されるべき制度である。さらに、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供され、我が国経済に資するものであることを踏まえれば、益金不算入に係る税収減は容認されるべきものと考えられる。 |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等 | 本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、補助金など租税特別措置以外の方策により対応することはできないため、妥当である。 |
| | | ② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 | |
| | | ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 | |
| 10 | 有識者の見解 | | |
| 11 | 評価結果 性 | の反映の方向 | 上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、特定株式投資信託の収益分配に係る受取配当金等の益金不算入の適用法人は増加しており、本措置は有効性の高い措置と考えられる。 この政策効果を実現・維持させるためには、引き続き、特定株式投資信託に係る課税を株と同様の取り扱いにする必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置である。 また、本措置は、収益の源泉が類似する商品間の税制上の権衡を図っており、課税の公平性からも容認されるべき措置と考えている。 |
| 12 | 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期 | | |